

公立大学法人滋賀県立大学教育研究評議会規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）第 22 条に規定する教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務代理)

第 2 条 議長に事故あるときは、理事長が指名する理事がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第 3 条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の教育研究評議会への出席を求め、意見を聴くことができる。ただし議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第 4 条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 5 条 教育研究評議会の庶務は、事務局総務グループにおいて処理する。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の運営等に関し必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。